**退職金規程**

第1条（目的）

本規程は、株式会社〇〇（以下「会社」という）の従業員の退職金に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（退職金の支給）

従業員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

第3条（退職金共済契約の締結時期）

新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。

第4条（掛金月額）

退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年4月に見直しを行う。

第5条（掛金納付の停止）

休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。

第6条（退職金の額）

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

第7条（退職金の減額）

従業員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

第8条（退職金の支給方法）

退職金は、従業員（従業員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共から支給を受けるものとする。

2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

第9条（規程の改廃）

この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

第10条（退職金の増額）

会社は、特に功労があった従業員に対して、第6条に定める退職金の額を超えて退職金を支給することがある。増額の判断は、以下の基準に基づき、取締役会で決定する。

(1) 会社の業績向上に著しく貢献した場合

(2) 新規事業の立ち上げに成功した場合

(3) 重要な特許や技術を開発した場合

(4) その他、会社に対する特別な貢献が認められる場合

第11条（退職金の支給制限）

次の各号のいずれかに該当する者については、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(1) 懲戒解雇された者

(2) 在職中に会社に重大な損害を与えた者

(3) 退職後、会社の機密を漏洩した者

(4) その他、会社が退職金の支給を不適当と認めた者

第12条（退職金の返還）

退職金の支給後、前条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合、会社は既に支給した退職金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附則

第1条 この規程は2024年4月1日から実施する。

第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

別表 掛金月額表

|  |  |
| --- | --- |
| 基本給 | 掛金月額 |
| ～20万円未満 | 5,000円 |
| 20～30万円未満 | 10,000円 |
| 30～40万円未満 | 15,000円 |
| 40～50万円未満 | 20,000円 |
| 50万円以上 | 30,000円 |

注：この掛金月額表は毎年4月に見直しを行い、必要に応じて改定するものとする。